

市立図書館



ご利用ください!『読書手帳』

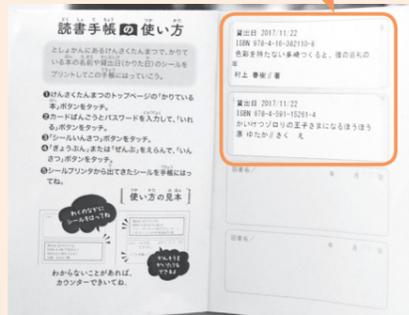
図書館を利用して、「以前、この本読んだかな?」「内容は覚えているんだけど、あの本の題名は何だったかな?」などと思ったことはありませんか。図書館では、そのような思いを応援するため、平成29年12月より『読書手帳』を導入しました。

読書手帳とは

この手帳は、館内検索端末(OPAC)を使って、現在ご自身が借りている資料の名前をシールで発行し手帳へ貼付することによって履歴として残すものです。

手帳のデザインは、子ども用・大人用それぞれ2種類あり、図書館のホームページからダウンロードしていただくか、受付カウンターに常備していますので、ぜひご利用ください。

自分の借りた資料のシールを手帳に貼付して履歴に残すことができます!



読書手帳は窓口にあります!

読書手帳

何年か先に手帳を見返した時、本の題名とともにステキな思い出も蘇ってくるかもしれませんね。

作ってみよう!『マイ本棚』

図書館の館内検索端末(OPAC)のシステムの中に自分だけの『マイ本棚』を簡単に作ることができます。そこには、図書館が所蔵する本の中から、これから読みたい本やすでに読んだ本などのリストを登録することができます。ご自身の好きな本、気になる本や興味のある本の管理ができます。その中でどの本を読んだのか、次はどの本を読んでもみようかなと考えていると、自分だけの本屋さんにいるような気持ちになれるかもしれませんね。

『マイ本棚』の作り方は、図書館ホームページをご覧ください。

市立図書館 ☎65-1117

http://www.yatomi-library.com

携帯用 http://ilisod.apsel.jp/city.yatomi.lib/wopc/mSrv



ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

平成30年度分の受け付けを3月26日(月)より開始します。

福祉タクシー料金の助成

高齢者

介護認定を受けられた高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれにも該当する方

- ①介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けた方もしくは、基本チェックリストによる事業対象者
- ②介護保険施設などに入所していない方
- ③自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
- ④心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間24枚

▼助成金の額 基本料金および迎車回送料金に相当する額

▼申請に必要なもの

◎介護保険被保険者証 ◎障がい者手帳(身体、療育、精神)

※手帳の交付を受けている方に限ります。

申・問 市役所介護高齢課(内線172、173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

障がい者

心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方、高齢者等福祉タクシー料金助成を受けている方は除きます。)

- ①身体障がい者手帳1級~3級の方
- ②療育手帳A、B判定の方
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方

▼利用券の交付枚数 年間48枚

▼助成金の額など

区分	利用可能枚数	助成額
一般タクシー	1回の乗車につき2枚まで	1枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料金 2枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで
リフト付き タクシーなど	1回の乗車につき1枚	1,500円 2,000円
車椅子 ストレッチャー		ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線164)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センター・十四山総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯
- ②重度の障がい者のみの世帯
- ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週7回まで)の昼食時に、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき400円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②総合福祉センター・十四山総合福祉センター内喫茶室において食事などをするときの利用券

1か月当たり1,000円分(200円×5枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。

なお、1回に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

▼申し込みに必要なもの

◎高齢者の方は、介護保険被保険者証 ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼その他 総合福祉センター・十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線172、173)、福祉課(内線164)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111